

～実習時における留意点～

# 教員免許状や資格の取得を考えているみなさんへ

教員免許状の取得や資格取得時には、こどもを対象とする事業所（学校や保育園、福祉施設など）において一定期間の実習が必要となります。（一部の資格は該当しません）

「こども性暴力防止法」が2026年12月25日にスタートすることにより、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取り組みが求められます。実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合があります。以下、留意点をお知らせします。

## 【事業者にもとめられる取り組み】

- ・日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- ・こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- ・性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

## 【実習生に関する留意点】

- ・実習計画において、実習生がこどもに対して支配性、継続性および閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かどうかは実習先が判断します。
- ・性犯罪前科の確認の有無が必要であると判断された場合、実習生よりこども家庭庁に戸籍等の提出が必要になり、性犯罪前科があると確認された場合、こどもと接する実習はできません。
- ・実習前に性犯罪前科がない旨の同意書および誓約書の提出が求められます。
- ・実習ができなくなった場合、教員免許・資格の取得はできません。
- ・実習ができないことにより、課程の修了ができない可能性があります。

制度の詳細については、こども家庭庁HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」



※教員免許状については、欠格事由（学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の各号のいずれかに該当する場合）がある場合、取得ができません。

### 《問い合わせ先》

進路支援部 教職支援課（教員免許担当）

資格課（諸資格担当）

TEL：075-491-2141（代表）